

⑪再就職支援型の手数料表(様式第3号-3)【受付手数料併用方】

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき **690** 円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

該当しない職業は、削除又は二重線で抹消してください。

求職者から求職者受付手数料を徴収する場合（上記6職種に限られる）には、手数料表の中に、徴収する旨の記載が必ず必要です。  
（免税事業者は上限660円、それ以外は上限690円）  
※届け出た取扱職種との整合性に注意をしてください。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言（※1）	<p>着手金 <b>10,000円(=)</b></p> <p>相談・助言終了時 <b>30,000円(=)</b></p> <p>成功報酬 <b>50,000(=)</b></p> <p>手数料負担者は 関係雇用主 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス（※2） <b>【職業紹介サービス】</b>	<p>成功報酬</p> <p><b>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</b></p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p><b>20%（または400,000円）</b></p> <p><b>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</b></p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p><b>20%（または400,000円）</b></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税(※3)は含まれておりません。別途加算となります。

新規届出の場合は、許可番号を記載しないでください。  
変更届出の場合は、許可番号を記載してください。

許可番号

事業所の名称及び所在地

株式会社 紹介鹿児島 西千石支店  
鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 〇〇ビル1階

前頁は参考記入例です。  
事業実態に応じて、求人者等から徴収可能な計数を記載して下さい。  
消費税及び手数料負担者に関する記載をお忘れ無く！！

※ 1：就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

( 1 ) 「着手金」

「着手金」は、再就職支援の対象となる者を雇用中若しくは直前まで雇用していた雇用主（関係雇用主）からの依頼を受け、サービス開始時に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

( 2 ) 「相談・助言終了時」

「相談・助言終了時」は、再就職支援の対象となる者に対して、再就職が容易にできるための専門的な相談・助言を行った際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

( 3 ) 「成功報酬」

「成功報酬」は、再就職支援の対象となる者に再就職先を紹介して雇用契約が成立した場合に手数料を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「関係雇用主」となります。

※ 2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇%（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 3：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。